



法第6条第2項第1号に規定する郵便局及び法第6条第2項第2号に規定する会社の営業所の名称及び所在地等

変更年月日	変更の理由	郵便局・会社の営業所の別	整理番号	名称	簡易郵便局	所在地	過疎地	(1)郵便窓口業務	(2)銀行窓口業務	(3)保険窓口業務	(4)受託郵便貯金管理業務	(5)受託簡易生命保険管理業務	関連銀行又は関連保険会社の営業所	備考
R1.8.26	移転・改称	変更前	郵便局	620420	徳島助任郵便局	-	徳島県徳島市助任本町3-15	-	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	620420	徳島市民病院前郵便局	-	徳島県徳島市北常三島町2-55-3	-	○	○	○	○	-	
R1.8.31	契約解除	変更前	営業所	088070	甲東簡易郵便局	○	山梨県上野原市桑久保1631	-	○	○	×	×	×	-
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
R1.8.31	契約解除	変更前	営業所	088120	大鶴簡易郵便局	○	山梨県上野原市鶴川1600	-	○	○	×	○	×	-
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
R1.8.31	契約解除	変更前	営業所	317930	尾添簡易郵便局	○	石川県白山市尾添イ55	-	○	○	×	○	×	-
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
R1.8.31	契約解除	変更前	営業所	426190	西宮生瀬簡易郵便局	○	兵庫県西宮市生瀬町2-21-1	-	○	○	×	○	○	-
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
R1.8.31	契約解除	変更前	営業所	737710	田吉簡易郵便局	○	宮崎県宮崎市田吉1389-3	-	○	○	×	○	○	-
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

注1 郵便局及び会社の営業所の別に整理すること。

2 当該郵便局又は当該営業所が簡易郵便局である場合は、「簡易郵便局」の欄に「○」を記入すること。

3 所在地が第四条第五項に規定する過疎地に該当するときは、「過疎地」の欄に「○」を記入すること。

4 (1)から(5)までについては、実施する業務には「○」、実施しない業務には「×」を各該当欄に記入すること。

5 当該郵便局又は当該営業所に関連銀行又は関連保険会社の営業所が併設されている場合は、併設されている営業所に応じて、「関連銀行又は関連保険会社の営業所」の欄に「関連銀行」又は「関連保険会社」を記入すること。その他届出時の状況に応じて備考欄に記入すること。